

## 議案第22号 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(管理の委託)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、広場の設置の目的を効果的に達成できると認めるときは、その管理を公共的な団体に委託することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>削る</p> <p>改正</p>